

# 帝塚山大学公的研究費不正防止計画

不正防止計画推進室  
2009年12月24日制定  
2015年1月8日改正  
2021年4月1日改正

帝塚山大学において「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」（令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定）を踏まえ、公的研究費の適正な運営・管理のために次のとおり不正防止計画を策定する。

| 項目                            | 不正発生要因  | 対応防止計画  |
|-------------------------------|---|---|
| <b>1. 機関内の責任体系の明確化</b>        |   |   |
| ・責任体系の明確化                     | ・公的研究費の運営・管理責任体系が不明確  | ・学内の責任体系を明確化するため、「帝塚山大学における研究活動に係る不正行為等の防止等に関する規程」をホームページにて公開し、学内外に周知する。  |
| ・責任と権限                        | ・責任者の職務範囲と権限が不明確  | ・責任者は充て職であるため、各責任者は責任と権限を再認識し、責任範囲内における実態を把握する。   |
| <b>2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備</b> |   |   |
| ・公的研究費の使用ルール<br>の明確化・統一化      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究者のルールの理解不足による誤運用</li> <li>・ルール変更の認識不足による誤運用</li> <li>・事務担当者の人事異動によるルールの理解不足等による誤運用</li> <li>・慣れによる認識の低下</li> <li>・例外処理の常態化</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知や説明会等により競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての教職員等に分かりやすい形でルール(変更点含む)の周知を徹底する。</li> <li>・アンケート等により使用ルールの理解度を確認し、運用実態を分析する。</li> <li>・ルールと運用に乖離がある場合は、個別に適切な指導をするとともに、原因分析を行った上で、Q&amp;A に随時追加して再発を防ぐ。</li> <li>・学内における事務担当者の業務マニュアルを作成し、業務の継続化を図る。</li> <li>・科研費執行ルール等を配付し、注意を喚起する。</li> <li>・ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行う。</li> <li>・機関としてルールの統一を図る。</li> </ul> |

## 帝塚山大学公的研究費不正防止計画

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>・職務権限の明確化</p>                            | <p>・決裁手続が複雑で責任の所在が不明確<br/>         ・事務処理に関して研究者と事務職員の行動規範(権限と責任)が不明確</p>   | <p>・競争的研究費等の事務処理に関する教職員等の権限と責任について、学内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。<br/>         ・業務分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。<br/>         ・各段階の関係者の職務権限を明確化する。<br/>         ・職務権限に応じた明確な決裁手続を定める。</p>  |
| <p>・関係者の意識向上と浸透</p>                         | <p>・研究者と事務職員の不正に関する認識不足</p>  | <p>・競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての教職員等に、自らのどのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解させるため、コンプライアンス教育(機関の不正対策に関する方針及びルール等)を実施する。<br/>         ・実施に際しては、受講者の受講状況及び理解度について把握する。<br/>         ・これらの内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の向上と浸透を図るために、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての教職員等に対し、受講後等に誓約書の提出を求める。<br/>         ・意識向上と浸透を図るための啓発活動を定期的かつ継続的に実施する。</p> |
| <p><b>3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施</b></p> |  |  |
| <p>・不正を発生させる要因の把握</p>                       | <p>・不正を発生させる要因の把握が不十分</p>  | <p>・各部局や関係者からの情報を収集するとともに定期的な内部監査等を通して、不正を発生させる要因を把握する。</p>  |
| <p>・不正防止計画の実施</p>                           | <p>・機関全体の不正防止を推進する部署がない。</p>   | <p>・学内全体の観点から不正防止計画を推進する不正防止計画推進室を置き、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。</p>   |
| <p><b>4. 研究費の適正な運営・管理活動</b></p>             |  |  |
| <p>・発注・検収業務</p>                             | <p>・納品時の事実確認が不十分であることによる研究者と業者との癒着<br/>         ・事務担当者と業者との癒着<br/>         ・不正な取引があった場合の業者へのペナルティが不明確<br/>         ・事務部門の取引記録の管理や業者の選定・情報の管理が不十分</p> | <p>・発注・検収業務は、原則として、事務部門が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築し、運用する。<br/>         ・研究者による直接発注は、10万円未満のものとし、事務部門により予算執行・取引状況・内容を検証する。</p>  |

## 帝塚山大学公的研究費不正防止計画

|   |  |   |
|---|--|---|
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一の研究室における、同一業者、同一品目の多頻度取引、特定の研究室のみでしか取引実績のない業者やと規定の研究室との取引を新規に開始した業者への発注の偏り。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校法人帝塚山学園固定資産及び物品調達規則により、見積金額が税込10万円以上の取引は調達申請を必要とし、その運用を遵守させる。</li> <li>・検収業務についても、上下関係を有する同一研究室・グループ内での検収の実施などは避け、発注者の影響を完全に排除した実質的なチェックが行われるようにする。</li> <li>・特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など)に関する検収については、有形の成果物がある場合には、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収を実施する。成果物がない機器の保守・点検などの場合は、検収担当者が立会い等による現場確認を行う。</li> <li>・納品検収は両キャンパス総務課の事務職員が行い、内部監査で実施状況をチェックする。</li> <li>・学校法人帝塚山学園固定資産規程及び物品調達規則に取引業者が違反した場合、取引の停止等を行う。</li> <li>・公的研究費による前年度の取引総額が200万円を超え、かつ契約件数が20件を超える取引業者については誓約書を徴収する。</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・出張計画の実施状況の把握</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・出張に係る証拠書類が不十分</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・出張願、報告書、交通機関の領収書、搭乗券及び学会出席の場合はプログラムの写し、調査の場合は調査先の名刺のコピー等の出張の事実がわかる資料の提出を義務化する。</li> <li>・学園の出張旅費に関する規定に準じるので、それに関する証拠書類の提出を義務化する。</li> <li>・用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる報告書等の提出を求め、重複受給がないかなども含め、用務の目的や受給額の適切性を確認し、必要に応じて照会や出張の事実確認を行う。</li> </ul>   |

## 帝塚山大学公的研究費不正防止計画

|                   |   |  |
|-------------------|---|--|
| ・非常勤雇用者の勤務状況確認    | ・非常勤雇用者の勤務実態の把握が不十分<br>・出勤簿の管理が不十分                                  | ・雇用管理については、原則として事務部門が実施することとし、研究室任せにならないよう、事務部門が採用時や定期的に、面談や勤務条件の説明、勤務内容の確認等を行う。<br>・総務課にて出勤簿を一括管理する。  |
| ・謝金               | ・カラ謝金   | ・謝金の基準を提示し、運用の実態について確認を取るようになる。<br>・作業報酬の支払いの場合は、成果物の提出を義務付ける。   |
| ・寄付手続             | ・備品・図書の寄付手続が確実に実施されているかチェックできる体制が未整備                                | ・事務手続きとして伝票作成時に必要書類を添付するように周知徹底する。   |
| ・検収業務やモニタリング等の形骸化 | ・受領印による確認のみ、事後抽出による現物確認の不徹底。<br>・業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用。 | ・5万円以上の物品については登録を行い、競争的研究費等で購入したことをラベル等で明示し、適正に管理する。<br>・棚卸しを定期的を実施し、継続的に物品の所在を確認する。   |
| ・予算の執行状況の把握       | ・事務職員の予算管理、研究者の執行状況の把握が不十分<br>・年度末に予算執行が集中                          | ・事務職員が予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。<br>・予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。<br>・発注段階での支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。 |
| 5. 情報発信・共有化の推進    |   |  |
| ・相談窓口の設置          | ・研究費執行にあたって責任を持った相談窓口がない。   | ・両キャンパス総務課が、相談窓口であることを周知徹底し、適正な使用に関する助言・指導を行う。<br>・研究者が日常的な研究活動において、自らの行為がルール等に抵触するの否かを事前に相談できる体制を整備する。  |
| ・通報窓口の設置          | ・学内外から通報(告発)を受ける場所がない。  | ・学長室が、告発窓口であることを周知徹底し、不正の抑制リスクの早期発見を図る。<br>・告発者の保護と告発内容の守秘義務を徹底する。   |

## 帝塚山大学公的研究費不正防止計画

|   |  |  |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部公表</li> </ul>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正への取り組みに関する機関の方針や意思決定手続を外部に公表できていない。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ等で外部に公表することにより、内部的な抑制へつなげるとともに、社会に対しても責任を果たす。</li> </ul>   |
| <b>6. モニタリングの在り方</b>  |  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な監査の実施</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査体制の整備が不十分である。</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校法人帝塚山学園の内部監査部門である学園監査室と監事が連携して、必要な情報提供を行うとともに、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況やモニタリング、内部監査の手法、競争的研究費等の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行い、効率的・効果的かつ多角的な監査を定期的実施する。</li> <li>・学内全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているか否かを確認・検証する。</li> <li>・ルールそのものに改善すべきことがないか検証する。</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正防止計画の実効性</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・最高管理責任者の不正防止計画実施状況の進捗管理把握</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正防止計画推進室で定期的実施状況を検証する。</li> <li>・日常の相談を通じて蓄積された事例を整理・分析し、教職員等間で共有する仕組みを整備するとともに、必要に応じ、モニタリングの結果などとともに、最高管理責任者に報告し、基本方針・内部規程の見直しやコンプライアンス教育の内容にフィードバックできる体制を構築する。</li> </ul>   |

今後も継続して、不正を発生させる要因の把握と分析に努めることとし、文部科学省や日本学術振興会等の情報提供を参考にしつつ、計画の変更及び見直しを行う。